

# ドイツの連邦選挙法

山口 和人

## 【目次】

- I はじめに
- II 過去の改正の経緯
- III 連邦選挙法第7条第3項第2文の規定を違憲とした  
2008年7月3日の連邦憲法裁判決

## I はじめに

ここに訳出したのは、ドイツの連邦選挙法 (Bundeswahlgesetz) の全文である。<sup>(注1)</sup>

連邦選挙法は、我が国の公職選挙法と異なり、連邦議会議員選挙にのみ適用される法律である。1956年に制定された同法は、これまでに20回以上の改正を経ながら、基本法第38条第1項が保障する普通・直接・自由・平等及び秘密の選挙の基本原則を実現するとともに、「個人選挙と結合した比例代表選挙」(連邦選挙法第1条・いわゆる「小選挙区比例代表併用制」)<sup>(注2)</sup>の特色を一貫して維持してきた。1960年代に、より安定した多数派の確保をめざすキリスト教民主同盟 (CDU) が小選挙区比例代表並立制への制度変更の試みを行ったこともあるが、現在に至るまで選挙制度の枠組は維持され、比例代表制を本質とする現行制度が定着してきた。小党分立の防止を目的とする「阻止条項」<sup>(注3)</sup>や、併用制特有の議席配分方式から派生する「超過議席」(後述・III参照)も、その合理性が争われつつも維持されてきた。そして現在においては、現行選挙制度の枠組みを大きく変更することをめざす有力な主張はドイツでは見当たらない。

しかし、より合理的な制度を目指しての細部の改正はこれまで頻繁に行われてきた。特に近年は、現行制度のもたらし問題点が意識され、2008年3

月に行われた改正では、過去2回の総選挙の経験を踏まえた問題点の克服が図られた。さらに2008年7月3日には、連邦憲法裁判所によってはじめて連邦選挙法の規定(第7条第3項第2文の規定)が違憲と判断される事態も発生した(後述III参照)。これらの動きは、現行選挙制度のもたらし個別の不合理的な点に従来よりも一層の注意が注がれるようになったことを示していると思われる。そしてより公正な選挙制度の実現に向けての議論が今後より活発に行われ、それに応じて、この連邦選挙法の内容も変化を遂げていくものと予想される。

## II 過去の改正の経緯

### 1. 主な改正経緯

1980年代以降に行われた連邦選挙法の主な改正とその概要は次のとおりである(付表の改正を除く)。

- (1) 第7次連邦選挙法改正法(1985年3月15日公布BGBI. I S.521)による改正

欧州評議会 (Council of Europe) 加盟国在住のドイツ人及びその他の在外ドイツ人に一定の要件の下で選挙権の行使を可能とするとともに、政党の州名簿への議席の比例配分の方式を従来のドント式から小州及び小政党に有利な方式とされるヘア・ニーマイヤー式(ヘア式最大剰余法ともいう)<sup>(注4)</sup>に変更するなどの改正が行われた。

- (2) 第8次連邦選挙法改正法(1988年12月28日公布BGBI. I S.2422)による改正  
連邦選挙法中に規定されるさまざまな期間の

短縮又は延長を規定した。

(3) 第9次連邦選挙法改正法（1990年6月11日公布BGBl. I S.1015）による改正

西ベルリン選出議員を従来の間接選挙から直接選挙とするとともに、総定数を従来の518から512に削減した。

(4) 全ドイツでの第1回連邦議会議員総選挙の準備及び実施のためのドイツ連邦共和国とドイツ民主共和国の間の1990年8月3日の条約（選挙条約）及び1990年8月20日の変更条約に関する法律（1990年8月29日公布 BGBl. II S.813）による改正

連邦議会議員総選挙を全ドイツで実施するための改正を行った。議員定数を512から656に引き上げ、選挙区数も256から328に増加させた。異なる政党間の名簿結合を許容する等の改正を行った。

(5) 第10次連邦選挙法改正法及び政党法改正法（1990年10月10日公布BGBl. I S.2141）による改正

全ドイツでの第1回連邦議会議員総選挙において阻止条項を全ドイツで適用すること等を違憲とした1990年9月29日の連邦憲法裁判所判決<sup>(注5)</sup>を受けて、その内容に連邦選挙法を合致させるための改正。阻止条項の東西地域別々の適用、旧東独地域に本拠を置く政党とその他の政治団体との名簿結合の許容、選挙運動費用補助に関する規定の改正を行った。

(6) 第11次連邦選挙法改正法（1993年7月27日公布BGBl. I S.1594）による改正

政治団体を選挙に関して政党と認定するための連邦選挙委員会の審議の公開、認定を否決する場合は3分の2の多数を要する等の改正を行った。

(7) 第13次連邦選挙法改正法（1996年11月18日公布BGBl. I S.1712）による改正

議員定数を656から598に削減。1994年総選挙で多数の超過議席が出た要因の1つが選挙区の人口が均等でなかったことを受け、選挙区間の人口偏差の許容範囲を厳格化<sup>(注6)</sup>した。

(8) 第14次連邦選挙法改正法（1998年4月2日公布BGBl. I S.706）による改正

在外ドイツ人の選挙権行使の要件に変更を加えた。

(9) 第15次連邦選挙法改正法（2001年5月4日公布BGBl. I S.698）による改正

選挙人名簿の閲覧を本人に関するデータに制限すること、政党による候補者推薦の要件の詳細化、州に対する選挙費用補助の新たな規定等、多岐にわたる改正が行われた。

(10) 「選挙法及び議員法を改正する法律」（2008年3月20日公布BGBl. I S.394）による改正

この改正は、2002年と2005年の2回の連邦議会議員総選挙の経験に基づいて、基本法の選挙権の基本原則（第38条第1項第1文）をよりよく実現し、選挙法を有権者及び候補者にとってより身近なものとするとともに、選挙の実施に係る行政事務を簡素化することを目的として行われた。

## 2. 最新の改正内容

上記(10)の2008年3月の改正は、最新の重要な改正であるため、主な内容をここでやや詳しく紹介する。なお、改正理由については、主として提出法案に付された理由書<sup>(注7)</sup>の記述による。

(1) 政党への議席配分及び各州へ選挙区数配分の計算方式の変更（第6条第2項及び第3条の改正）  
現行選挙制度では、総定数598の半数が選挙区選挙（各選挙区定数1）で、残りの半数が各政党

が州単位で提出する「州名簿」から選出される。有権者は2票を与えられ、第1票を選挙区選挙の候補者に、第2票を政党の州名簿に投じる。全国レベルでの政党への議席配分及び政党の州名簿への議席配分は、原則としてそれぞれ各党の全国レベル及び州レベルでの第2票の得票数に従って行われ、また、各州に設けられる選挙区数の配分も州の人口に応じて比例配分されるが、これらの比例配分は従来ヘア・ニーマイヤー式に従って行われてきた。ところが、ある州の人口が継続して増大しているにもかかわらず選挙区数の配分が減少した事例（シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州の例）が生じたことや、1998年の総選挙結果に基づくシミュレーションを行ったところ、定数を1議席少なくした場合に、（同じ得票率で）あべこべに1議席多く配分される政党が出るという結果（アラバマのパラドックス）<sup>(注8)</sup>が出たことなどを理由として、従来の制度の不合理が指摘され、より公平な制度として、「サンラグ・シェーパース式」と呼ばれる方式が採用されることとなった。

連邦選挙法の規定によれば、この方式は次のとおりである。全国レベルでの各政党への議席配分は、（議席配分を受ける）全政党の州名簿に投じられた第2票を全国集計したものを配分されるべき議席数で割った商を除数（配分基数）として、各政党が全国レベルで獲得した第2票を割ることによって行われ、残余議席がある場合は、この除数を引き下げ、議席が不足する場合には、この除数を引き上げることにより、すべての議席が配分されるようにする。州名簿への配分は、政党が全国レベルで獲得した議席数について、当該政党の各州での得票数に従って上記と同一の方式で配分される。（その際、配分議席の0.5未満の端数は切り下げ、0.5を超える端数は切り上げる。端数が0.5の場合は、配分される議席の総数と一致するように、切り上げ又は切り下げる。）（改正後の第6条第2項）<sup>(注9)</sup>

また、各州への選挙区数の配分は、外国人を除

く全人口を選挙区数（299）で割った商で各州の人口（外国人を除く）を割ることで行われるが、過不足が生じた場合は、政党への議席配分の場合と同じ操作を行って、すべての選挙区数が各州に配分されるようにする。（改正後の第3条第1項第2号）

法案の理由書においてこの改正は、基本法の選挙の平等の原則（投票の結果価値の平等）に資するものと説明されている。<sup>(注10) (注11)</sup>

## (2) 在外ドイツ人の選挙権の要件の統一化（第12条第2項の改正）

在外ドイツ人の選挙権について、従来は国外で公務を行う者、EU域内在住の者、その他の地域に在住する者の3つのカテゴリーに分けてそれぞれについての要件が規定されており、特に第三のカテゴリーのドイツ人については出国から25年を超えないことという制限が加えられていたが、今回このような区別を廃止し、基本法施行後、出国前にドイツ連邦共和国内（旧東独地域を含む）に3月以上連続して居住したことを共通の選挙権の要件として規定した。法案の理由書では基本法の普通選挙の原則を促進するものと説明している。<sup>(注12)</sup>

## (3) 郵便投票の要件の撤廃（第17条第2項の改正）

従来、郵便投票をする場合は、選挙当日に投票所で投票することに支障があることが必要であり、郵便投票をしようとする者は、その理由（重要な理由による不在、住居の移転、病気、高齢、身体の障害等）を疎明（一応確からしいとの心証を抱かせる程度の立証）して選挙証交付の申立てを行う必要があった（改正前の連邦選挙法第17条第2項並びに連邦選挙令第25条及び第27条）。しかし、これらの理由があるかどうかの審査は事実上不可能で、2005年の総選挙では約900万人（全体の18.7%）の有権者が郵便投票を行った。このような事情を踏まえ、選挙事務の簡素化の観

点から、郵便投票には上記要件を要しないこととした。法案の理由書では、このような要件撤廃により郵便投票の利用が著しく増大するとは考えられないとの予想が述べられているが、次期総選挙ではさらに多くの郵便投票が行われるであろうとの見方もある<sup>(註13)</sup>。

#### (4) 議員の地位取得の要件に関する規定（第45条）の改正

従来は、選挙で当選した者が連邦議会議員の地位を得る要件として、この者が選挙結果の通知を受けて、所轄の選挙長の下で当選受諾の意思表示を行うことが要求されていたが、選挙事務の軽減のため、連邦選挙委員会による選挙結果の最終的確定の後、連邦議会の最初の会議の開会をもって当該地位を取得することが規定された。

#### (5) その他の改正

政党の選挙区候補者及び州名簿候補者は他政党の党员でない者に限る規定（第21条第1項、第27条第5項）、同一の州内で誤った選挙区に投じられた票のうち第2票を有効とする規定（第39条第1項）、選挙区選挙の無所属候補者に対する費用補助を引き上げる規定（第49条のb）等が設けられた。

### Ⅲ 連邦選挙法第7条第3項第2文の規定を違憲とした2008年7月3日の連邦憲法裁判決

2008年7月3日、連邦憲法裁判所第二法廷は、超過議席が出た場合の議席配分の原則について規定した連邦選挙法第7条第3項第2文（第6条第4項及び第5項を準用）の規定が、政党の得票の増大がかえってその政党の議席の減少をもたらし、逆に政党の得票の減少がその政党の獲得議席の増大をもたらすことがあるという問題（判決はこれを「負の投票価値」Negatives Stimmge-

wichtと呼ぶ）を発生させることによって、基本法第38条第1項の保障する選挙の平等及び直接選挙の原則を侵害し、違憲であるとの判決を下し、判決の中で、2011年6月30日までに合憲的な規定に改めることを立法者に義務付けた<sup>(註14)</sup>。連邦選挙法の規定が連邦憲法裁判所による違憲の判断を受けたのは同法制定以来初めてのことである。

本判決は2005年9月に行われた連邦議会総選挙に対して有権者2名から提起されていた選挙審査訴願（基本法第41条第2項。連邦議会に対する選挙異議の申立てが棄却されたため連邦憲法裁判所に提起したもの）に答えたものである。

連邦選挙法第6条第1項から第3項までの規定によれば、原則として政党の州名簿に投じられた第2票の票数によって各政党の獲得議席が決定する。この議席数から選挙区において政党が獲得した議席の数を控除し、差分の議席が州名簿から同名簿において定める順に割り当てられる（第6条第4項）。選挙区において獲得した議席が、第2票の票数により得た議席の数を超過する場合であっても、その議席はなお政党に与えられたままとする（第6条第5項）。これが超過議席である。

以上が州を単位とする議席配分の原則であるが、実際の議席配分は、まず全国単位で行われる。連邦選挙法第7条によれば、同一政党の州名簿は、1以上の関連する州名簿を名簿の結合から除外する旨の意思表示がされない限り、結合されたものと推定され（第1項）、結合された名簿は、議席の配分にあたり、他の名簿との関係において1つの名簿とみなされる（第2項）。結合された名簿に配分された議席は、第6条第2項の規定に従って、当該各州名簿に配分される（第3項第1文）。すなわち、まず、全国レベルで政党が獲得した第2票の票数に比例してその政党の獲得議席が算定され、次にこの獲得議席が、それぞれの州での政党の第2票の票数に比例してその政党の各州名簿に配分されるという二段階の配分が行われる。この場合において、前出の第6条第4項及び

第5項が準用され（第7条第3項第2文）、各州名簿について得た議員の数から、州の選挙区において政党が獲得した議席の数を控除し、差分の議席が州名簿から同名簿において定める順に割り当てられる（第6条第4項）。そして選挙区において獲得した議席が、第2票の票数により得た議席の数を超過する場合であっても、なお政党に与えられたままとするとの第6条第5項が準用される結果、上記配分によって政党の州名簿に配分される議席数よりも、当該州の選挙区選挙でのその政党の当選者数が多い場合には、差分の議席が「超過議席」として認められる。その結果、議員総数は、超過議席分だけ増加することになる。この事態は、政党の得票率と議席率の比例関係に乖離をもたらすもので、比例代表の原則の重大な例外であるが、連邦憲法裁は、1997年4月10日の判決で、その合憲性を認めていた。<sup>(注15)</sup>

ところが問題はその先にある。「超過議席」を得た政党の、その州での第2票の得票が増大すると（その結果、その政党の全国レベルでの票数もそれだけ増大する）、その政党の全国レベルでの獲得議席数が減少するという奇妙な現象が起こる場合がある。たとえば、全国での第2票の票数に従ってある政党に配分されるべき最後の1議席が、その政党の超過議席が発生したA州か、超過議席が発生しなかったB州のいずれかの同党の州名簿に配分されることになり、計算の結果、A州に配分されることになったとしよう。この場合、すでにA州ではこの政党は、第2票の得票に従った議席配分以上の選挙区議席を得てしまっているので、この1議席の配分によっては超過議席が1つ減るだけで、この政党の議席数増大につながらない。ところが、もし仮にこの政党のA州での得票数が数千票、あるいは数万票少なかった結果、この1議席がB州に配分されたとすれば、同党の総議席数は1議席増えることになる。有権者から見れば、「支持する政党に第2票を投じないほうがその政党が多くの議席を獲得する」とい

う場合が出てくるのである。

現行制度がこのようなパラドックスを含むことは長い間問題とされてこなかったが、2005年9月の連邦議会議員総選挙で多くの国民の前にこの問題を認識させるきっかけとなったのが、第160選挙区（ザクセン州のドレスデン市）において候補者の1人が投票日直前に死去したため、総選挙の期日後に同選挙区で行われた補充選挙（連邦選挙法第43条）である。この補充選挙において、ザクセン州ですでに3つの超過議席を得たキリスト教民主同盟（CDU）が41,225票を超える第2票を獲得した場合、本選挙の得票と合計すれば、暫定選挙結果においてノルトライン・ヴェストファーレン州の同党の州名簿に配分されていた1議席が、ザクセン州での同党の州名簿に配分されることになり、同党の獲得議席は暫定選挙結果に比べて1議席減となることが事前の計算によって明らかとなった。CDUは、同選挙区内の支持者に対して同党に第2票を投ずることを控えるようよびかけ、その目的は達成されたが、この事実は、多くの国民の前に現行選挙法に内在する問題点を明るみに出すとともに、場合によっては国民の投票行動が、この制度の特徴によって不自然に操作される可能性があることも示した。<sup>(注16)</sup>

判決によればこのような事態は、現行選挙法の下できわめてまれな例外ではなく、超過議席が発生したところでは恒常的に選挙結果に影響を及ぼしている。上記2005年の総選挙においては合計16の超過議席が発生したが、例えば社会民主党（SPD）が超過議席を得たハンブルク市（州と同格）において、同党に投じられた第2票があと19,500票少なければ同党は連邦議会全体であと1議席多く獲得したであろう等の事例が挙げられている。

判決は、このような事態を「負の投票価値」の概念で捉え、それが基本法第38条第1項第1文の保障する平等選挙と直接選挙の原則をいずれも侵害すると判断した。判決は次のように述べる。

「負の投票価値の効果は、ドイツ連邦議会選挙における投票の平等を明白なやり方で侵害する。結果価値の平等は、どのような政党に投じられた票であれ、あらゆる票の結果価値が同等であることを要求する。このことは、当該票がそれが投じられた政党のために積極的な効果をもたらすことのできるものでなければならぬことをも意味する。票数の増大が議席の喪失をもたらし、又は、ある政党の候補者推薦により少ない票が投じられるか、競合する候補者推薦により多くの票が投じられた場合に、当該政党の候補者推薦が全体としてより多くの議席を得るように作られている、あるいはいずれにしても典型的な状況においてそのようなことを許容する選挙制度は、恣意的な結果をもたらすものであり、有権者の同意を求め民主主義的競争を無意味なものとするものである。」「負の投票価値の効果は、投じられた票の結果価値の平等を侵害するだけではない。投票の結果についての機会の平等だけについても、不平等な扱いが存在する。(中略) この平等は、例えば多数代表制のように、票が評価されない場合を許容するが、投票の中に、意図された結果に寄与するチャンスと並んで、自己の選挙の目標を阻害する危険が内在することを許容するものではない。」

判決は同時に、「負の投票価値による選挙の平等に対する侵害は強度なものである。それは議席配分に際して有権者の投票が異なって評価されるだけでなく、選挙民の意思が逆の方向へ曲げられる効果をもたらす。」と指摘し、このような選挙の平等に対する著しい侵害を正当化する「やむをえない理由」は見当たらないと指摘する。

また、判決によれば、当該規定は、基本法により保障された直接選挙の原則をも侵害する。「投票者は、自分の投じる票が常に自分が投票した政党又はその候補者にとって有利に働くのか、あるいは自分の票によって、支持する政党の候補者の落選をもたらすことになるのか、もはや知ること

ができないのである。」

判決によれば、選挙の瑕疵は、個々の議席や選挙区にとどまらず第16期ドイツ連邦議会（任期2005年～2009年）の構成に影響を及ぼすものであるが、連邦選挙法の合憲性への信頼の下に構成された国民代表の現状を守ることの利益が優越するため、連邦議会の解散を来すものではないとした。しかし判決により、立法者は、2011年6月30日までにこのような「負の投票価値」をもたらさない合憲的な規定を置く義務を負わされることになった。その結果、2009年に予定される次回連邦議会総選挙は、現行法の下で行われ<sup>(注17)</sup>る。

なお、本件選挙審査訴訟には、いくつかの選挙区での票の数え直し为非公開で行われたことが選挙の公開の原則に違反するとの主張も含まれていたが、第二法廷はこれを退けた。

#### 注

- (1) Bundeswahlgesetz in der Fassung der Bekanntmachung vom 23. Juli 1993 (BGBl. I S. 1288, 1594), zuletzt geändert durch Artikel 1 G. vom 17. März 2008 (BGBl. I S.394)

訳出にあたっては、国立国会図書館調査及び立法考査局『ドイツ連邦共和国選挙関係法令集』（1981年12月31日現在）（石井五郎、森山高根、成田憲彦、小川元、高木[齋藤]純子の各氏の担当による）の訳文を基本とし、これにその後の改正を反映させた。改正のなかった部分については、「邦」を「州」に、「議会期」を「被選期間」に変更するなどごく一部を除いては、ほぼ当該法令集の訳文に従っている。

- (2) ドイツの採用する小選挙区比例代表併用制は、制度の具体的な仕組みにおいては変遷があったが、基本は、政党に投じられた票数に比例して政党の獲得議席数を決めた上で、この数から選挙区選挙での当選者数を控除した残りを州名簿からの当選者とするものであり、比例代表制を本質とする。

この点で、選挙区選挙と比例代表選挙の当選者数が別々に決定される小選挙区比例代表並立制と異なる。

- (3) 選挙執行地域において投じられた有効な第2票（政党への投票）の少なくとも5%、又は少なくとも3つの選挙区で議席を獲得した政党でなければ第2票の得票に基づく議席配分を受けられない旨の規定（第6条第6項）。かつてこの規定の合憲性が争われたが、連邦憲法裁判所は1957年1月23日の判決で合憲の判断を行った（BVerfGE 6, 84, Urteil vom 23. 1. 1957）。高見勝利「破片政党排除規定の合憲性」『ドイツの憲法判例』（第2版）2003, 476-480頁参照。
- (4) ドント式は、比例代表制の議席配分の方式の1つで、各党の得票数を1, 2, 3, …で順次割り、その商が大きい順に議席を配分する方式であり、我が国の衆参の比例代表選挙で採用されている。ヘア・ニーマイヤー式も比例代表制の議席配分の方式の1つで、総議席数×政党の得票数÷有効投票数で算定した結果の整数部分の議席を各政党に配分し、残余議席があれば、小数点以下の数字が大きい政党から順に配分する方式である。後者の方式には、「アラバマのパラドックス」（注8参照）に代表される議席配分上の不合理な問題が起こることが指摘されている。
- (5) BVerfGE 82, 322, Urteil vom 29. 9. 1990.
- (6) 1選挙区の人口が選挙区の平均人口から25%を超えて上下に偏差を生じないようにすべきこと、及び偏差が33%3分の1を超えたときは、新たに区割を行わなければならないことを命じていた連邦選挙法第3条第1項第3号の規定について、25%を15%に、33%3分の1を25%にそれぞれ改めた。
- (7) Deutscher Bundestag, Drucksache（以下BT. Drs. と略）16/7461, S.8ff. なおこの法案は、キリスト教民主・社会同盟（CDU/CSU）及び社会民主党（SPD）両会派の提出によるものである。
- (8) 米国連邦議会下院の議員定数は、1910年まで州の人口に基づき、ヘア式最大剰余法によって各州に配分されていたが、この方式で算定した場合、総議席が299の場合はアラバマ州には8議席が割り当てられるのに対し、総議席を300にすると同州には7議席しか割り当

てられない場合が発生することが明らかとなった。これを「アラバマのパラドックス」という。ヘア式最大剰余法の不合理な側面を示す例として挙げられる。

ML. Balinski and HP. Young, *Fair Representation- Meeting the Ideal of One Man, One Vote*, New Heaven, 1982, pp.36-45. 邦訳『公正な代表制』（越山康監訳、一森哲男訳）1987, 49-61頁。

- (9) この方式は、我が国でサンラグ式（又はサント・ラゲ式）と呼ばれる比例代表制の議席配分の計算方式と同一のものである。ドイツでは、サンラグ式を提唱した元連邦議会職員ハンス・シェーパースに因んでサンラグ・シェーパース式と呼ばれ、連邦議会の委員会等における各会派への議席配分の方式としてすでに採用されている。サンラグ式は、「各政党の得票を、1, 3, 5, 7, …の数で順次割り算する。商の大きい順に定数まで議席配分する。」とも説明されるが、計算の結果は、連邦選挙法の規定する方式と同一である。BT. Drs. 16/7461, S.12. 市村充章「選挙制度の中の数（一）」『選挙時報』46（11）, 1997. 1, 7-8頁参照。市村論文においてはサンラグ・ウェブスター式と呼ばれている。なお、前出『公正な代表制』第4章参照。
- (10) BT. Drs. 16/7461, S.8,13.
- (11) 連邦選挙法の比例代表制の議席配分の方式は、すでに述べたように、当初ドント式であったが、1985年の改正でヘア・ニーマイヤー式となり、2008年の改正でサンラグ・シェーパース式となった。サンラグ・シェーパース式は、①ドント式と同様に、アラバマのパラドックスを生じない、②ヘア・ニーマイヤー式と同様に小州・小政党に比較的有利である、という両者の特性を併せ持つものといえる。
- (12) BT. Drs. 16/7461, S.8.
- (13) BT. Drs. 16/7461, S.16f. Götz Hausding, *Entspannter wählen*, Das Parlament, Nr.5-6, 2008.
- (14) Bundesverfassungsgericht, Urteil vom 3. Juli 2008- 2 BvC 1/07, 2 BvC 7/07-.
- (15) BVerfGE 95, 335, Urteil vom 10. 4.1997. 永田秀樹「ドイツ憲法判例研究（67）超過議席の合憲性」『自治研究』74（8）, 1998. 8, 127-133頁参照。

- (16) 判決によれば、補充選挙におけるCDUの第2票は、38,208票であり、同党の得た第1票57,931票との間に大きな開きがあった。第1票による選挙区選挙でCDUが勝ったため、CDUは、第2票による配分議席を失うことなく、逆に超過議席を1つ多く獲得する結果となった。判決は、多数のCDU支持者が第2票を他政党に投じた可能性とともに、他政党の支持者もCDUに第2票を投じた可能性を指摘している。
- (17) 判決は考えられる新たな制度の例として、超過議席

を政党への全国レベルでの議席配分の段階で考慮すること、連邦選挙法第7条による名簿結合をやめること、小選挙区比例代表並立制の採用の3つを挙げ、それぞれに短所があるとしつつも、それらの短所は「負の投票価値」の効果による選挙の平等の侵害に比べれば重大なものではないと述べている。

(やまぐち かずと・海外立法情報課)



# 連邦選挙法

2008年3月17日の法律（連邦法律公報第I部, 394頁）第1条により最終改正された1993年7月23日公示の文言による連邦選挙法（連邦法律公報第I部, 1288頁, 1594頁）

Bundeswahlgesetz in der Fassung der Bekanntmachung vom 23. Juli 1993 (BGBl. I S. 1288, 1594), zuletzt geändert durch Artikel 1 G. vom 17. März 2008 (BGBl. I S.394)

山口 和人訳

## 【目次】

- 第1章 選挙制度
- 第2章 選挙機関
- 第3章 選挙権及び被選挙権
- 第4章 選挙の準備
- 第5章 投票手続
- 第6章 選挙結果の確定
- 第7章 補充選挙及び再選挙の特例
- 第8章 ドイツ連邦議会議員の身分の得喪
- 第9章 補則

## 第1章 選挙制度

### 第1条 ドイツ連邦議会の構成及び選挙権の原則

- (1) ドイツ連邦議会は、この法律から生じる例外を留保して、598人の議員をもって構成する。議員は、普通、直接、自由、平等及び秘密の選挙において選挙権を有するドイツ人が個人選挙と結合した比例代表選挙の原則に基づき選挙する。
- (2) 議員のうち、299人は選挙区候補者推薦に基づき選挙区において、その他の議員は、州候補者推薦（州名簿）に基づき、選挙する。

### 第2条 選挙執行地域の編成

- (1) 選挙執行地域は、ドイツ連邦共和国の領域とする。
- (2) 選挙執行地域の選挙区への区画については、

この法律の付表で定める。

- (3) 各選挙区は、投票のため投票区に区画する。

### 第3条 選挙区区画委員会及び選挙区の区画

- (1) 選挙区の区画に際しては、次の各号に掲げる原則を尊重しなければならない。
  - 1 州の境界を遵守しなければならないこと
  - 2 各州の選挙区の数が可能限り総人口に占める当該州の人口の比率に比例すべきこと。この数は、第6条第2項第2文から第7文までの規定に従って州名簿に対して行われる議席配分に対して適用される計算方式と同一の方式によって算出する。
  - 3 1選挙区の人口が選挙区の平均人口から15%を超えて上下に偏差を生じないようにすべきこと、及び偏差が25%を超えたときは、新たに区割を行わなければならないこと。
  - 4 選挙区がまとまりのある1つの地域をなすべきこと。
  - 5 市町村、郡及び郡と同格の市の境界をできるだけ遵守すべきこと。  
外国人（滞在法第2条第1項）は、人口の調査においては考慮しない。
- (2) 連邦大統領は、常設の選挙区区画委員会の委員を任命する。同委員会は、連邦統計局長官、連邦行政裁判所の裁判官1名その他5名の委員をもって構成する。
- (3) 選挙区区画委員会は、選挙執行地域の人口の変動に関し報告し、並びに当該変動を考慮して選挙区画の改定を必要と認めるかどうか、及び

いかなる改定を必要と認めるかにつき意見を述べることを任務とする。同委員会は、その他の理由によってもその報告書において当該改定の勧告をすることができる。同委員会は、選挙区の区画について勧告するときは、第1項に掲げる原則を尊重しなければならない。第1項第2号の算出により複数の可能な選挙区配分が生じる場合には、同委員会は、これに対する勧告を作成する。

- (4) 選挙区区画委員会の報告は、ドイツ連邦議会の被選期間の開始後15月以内に、連邦内務省に対してしなければならない。連邦内務省は、当該報告を遅滞なくドイツ連邦議会に送付するとともに、連邦官報で公表する。選挙区区画委員会は、連邦内務省の要請があるときは、追加報告をしなければならない。この場合においては、第2文を準用する。
- (5) 基本法第29条第7項の規定による州の区域の変更の場合の手續に関する法律の規定によって州の境界が変更されたときは、当該選挙区の境界も、またこれに応じて変更があったものとする。受入れ州において2以上の選挙区が影響を受けるとき又は州の飛び地が形成されるときは、新たに州となった部分の選挙区帰属は、当該部分が所属する市町村、市町村の区又は市町村と同格の地域の選挙区帰属によって定まるものとする。被選期間の開始から32月経過後に行われる州の境界の変更は、次の被選期間においてははじめて選挙区の区画に効果を及ぼす。

#### 第4条 投票

各選挙人は、選挙区選出議員の選挙のための第1票と州名簿の選挙のための第2票の2票を有する。

#### 第5条 選挙区における選挙

各選挙区においては、議員1人を選挙する。最

多数の票を得た候補者を当選人とする。得票数が同じであるときは、選挙区選挙長が引くくじで決定する。

#### 第6条 州名簿による選挙

- (1) 州名簿により割り当てられる議席を配分するため、各州名簿に投じられた第2票を合計する。この場合において、第20条第3項の規定により推薦され、又は当該州において州名簿の提出が認められなかった政党により推薦された候補者で当該選挙区で当選したものに第1票を投じた選挙人の第2票は、考慮しない。議員の総数（第1条第1項）から、第2文の規定による選挙区候補者又は第6項の規定により考慮されない政党により推薦された選挙区候補者で、当選したものの数を控除する。
- (2) 前項第3文の規定による差分の議席を、前項第1文及び第2文の規定により考慮すべき第2票の票数を基礎として、次のとおり配分する。各州名簿は、それが選挙執行地域において得た第2票の合計を配分基数によって除することによって得られる議席数の配分を受ける。0.5に満たない余りは、直下の整数に切り下げ、0.5を超える余りは、直上の整数に切り上げる。0.5に等しい余りは、配分される議席の総数と一致するように切り上げ又は切り下げる。複数の可能な議席配分が生じたときは、連邦選挙長が引くくじで決定する。配分基数は、配分すべきすべての議席が州名簿に配分されるように決定する。そのため、まず、すべての考慮すべき州名簿の第2票の合計を前項第3文の規定による差分の議席で除する。これによって配分すべき議席よりも多くの議席が州名簿に割り当てられる場合には、計算にあたって配分すべき議席数となるよう配分基数を引き上げる。配分すべき議席よりも少ない議席が州名簿に割り当てられる場合には、配分基数を同様に引き下げる。

- (3) 前項による議席配分にあたって、すべての考慮すべき州名簿の第2票の総数の半分を超える票数を得た州名簿が、配分すべき議席の半数を超える議席の配分を受けなかった場合には、前項第2文から第7文までの規定にかかわらず、当該州名簿に1議席を追加配分する。その後の残余議席は、前項第2文から第7文までの規定に従って配分する。
- (4) 各州名簿について得た議員の数から、州の選挙区において政党が獲得した議席の数を控除する。差分の議席を州名簿から同名簿において定める順に割り当てる。選挙区において当選人となった候補者は、州名簿上では、考慮しない。掲載された候補者の数を超えて州名簿に議席が配分されたときは、当該議席は、空席のままとする。
- (5) 選挙区において獲得した議席は、第2項及び第3項の規定により得た議席の数を超過する場合であっても、なお政党に与えられたままとする。この場合において、議席の総数（第1条第1項）は、その差分だけ増加するものとし、改めて第2項及び第3項による計算をしない。
- (6) 議席を名簿に配分するにあたっては、選挙執行地域において投じられた有効な第2票の少なくとも5%を獲得し、又は少なくとも3の選挙区で議席を獲得した政党のみを考慮する。前文は、少数民族政党が届け出た名簿には、適用しない。

## 第7条 名簿の結合

- (1) 同一政党の州名簿は、1以上の関連する州名簿を名簿の結合から除外する旨の意思表示がされない限り、結合されたものと推定する。
- (2) 結合された名簿は、議席の配分にあたり、他の名簿との関係において1つの名簿とみなす。
- (3) 結合された名簿に配分された議席は、第6条第2項の規定に従って、当該各州名簿に配分する。この場合において、第6条第4項及び第5項

を準用する。

## 第2章 選挙機関

### 第8条 選挙機関の編成

- (1) 選挙機関は、次のとおりとする。

選挙執行地域につき、連邦選挙長及び連邦選挙委員会

各州につき、各1人の州選挙長及び各1の州選挙委員会

各選挙区につき、各1人の選挙区選挙長及び各1の選挙区選挙委員会

各投票区につき、各1人の投票管理者及び各1の投票管理会

各選挙区につき、郵便投票の結果を確定するために、少なくとも各1人の投票管理者及び各1の投票管理会。郵便投票の結果を選挙の当日中に確定することができるようにするために設置しなければならない郵便投票管理会の数については、選挙区選挙長が定める。

- (2) 多数の隣接する選挙区については、1人の共通の選挙区選挙長を任命し、及び1の共通の選挙区選挙委員会を設置することができる。この決定は、州選挙長が行う。

- (3) 郵便投票の結果を確定するために、各選挙区ごとの設置に代えて、選挙区内の1若しくは2以上の市町村ごとに又は郡ごとに投票管理者及び投票管理会を設置することができる。この決定は、州政府又はその指定する機関が行う。

### 第9条 選挙機関の設置

- (1) 連邦選挙長及びその代理は連邦内務省が任命し、州選挙長、選挙区選挙長及び投票管理者並びにそれぞれの代理は州政府又はその指定する機関が任命する。

- (2) 連邦選挙委員会は、委員長たる連邦選挙長及び連邦選挙長が任命する委員たる8人の選挙

権者をもって構成する。その他の選挙委員会は、委員長たる選挙長及び選挙長が任命する委員たる6人の選挙権者をもって構成する。投票管理会は、委員長たる投票管理者、その代理その他投票管理者が任命する委員たる3人から7人までの選挙権者をもって構成する。ただし、州政府又はその指定する機関は、投票管理会の委員については市町村行政庁が、郵便投票の結果の確定のための投票管理会の委員については選挙区選挙長又は第8条第3項の規定による決定があった場合には市町村行政庁若しくは郡行政庁が、それぞれ単独で又は投票管理者の同意を得て任命する旨を定めることができる。委員の任命にあたっては、できるだけ当該地域を代表する各政党を考慮に入れなければならない。

- (3) 何人も、2以上の選挙機関の構成員であることができない。候補者並びに候補者推薦の届出責任者及びその代理は、選挙機関の構成員に任命されることができない。
- (4) 市町村行政庁は、選挙権者の個人関係データを、選挙管理会の構成員の任命の目的で収集し、加工する権限を有する。この目的のため、選挙管理会における活動に適合した選挙権者の個人関係データは、当該選挙権者が加工に対して異議を申し立てない限り、将来の選挙のためにも加工することができる。当該選挙権者には、異議権について教示しなければならない。次に掲げるデータは個別に収集し、加工することができる。

氏名

生年月日

住所

電話番号

投票管理会の委員に任命された回数及びその際務めた役割

- (5) 市町村行政庁の照会に対して、連邦、連邦直属の公法上の団体、施設及び財団、州、市町村、

市町村団体並びにその他の州の監督に服する公法人の行政庁は、選挙の実施を確保するため、その職員の中から、氏名、生年月日及び住所の届出に基づき、投票管理会の委員に任命することを目的として、照会を行った市町村に居住する者の名を挙げる義務を負う。照会を受けた部署は、当該職員に対し、提供されたデータ及びデータの受領者について報告しなければならない。

#### 第10条 選挙委員会及び投票管理会の活動

- (1) 選挙委員会及び投票管理会は、公開の会議で討論、審議及び決定を行う。この法律に別段の定めのない限り、表決にあたっては、多数決で決し、可否同数のときは、委員長の票により決する。
- (2) 選挙機関の構成員、その代理及び記録責任者は、職務を非党派的に遂行する義務及びその職務の遂行にあたって知った事項について秘密を守る義務を負う。

#### 第11条 名誉職

選挙委員会の委員及び投票管理会の構成員は、その活動を名誉職として行う。すべての選挙権者は、この名誉職を引き受ける義務を負う。当該名誉職は、重大な理由がある場合に限り、拒否することができる。

### 第3章 選挙権及び被選挙権

#### 第12条 選挙権

- (1) 基本法第116条第1項にいうすべてのドイツ人で、選挙期日に次の各号に該当する者は、選挙権を有する。
- 1 満18歳に達していること。
  - 2 3月以上ドイツ連邦共和国内に住所その他常居所を有していること。

- 3 第13条の規定による選挙権の欠格者でないこと。
- (2) 選挙期日にドイツ連邦共和国外に在住する基本法第116条第1項にいうすべてのドイツ人も、1949年5月23日以後及びその出国前に少なくとも3月間継続してドイツ連邦共和国内に住所その他常居所を有していた場合で、他の要件を備えているときは、選挙権を有する。前文にいう住所又は常居所には、統一条約第3条にいう地域における旧住所又は旧常居所を含む。第1文の規定により選挙権を有する者がドイツ連邦共和国内に帰還したときは、前項第2号に定める3月の期間の要件は、適用しない。
- (3) この法律において住所とは、居住又は就寝に用いるすべての圍繞された空間をいう。居住用車両及び居住用船舶は、移動しないか又は単に一時的に移動するものである場合に限り、住所とみなす。
- (4) 次の各号に掲げる者については、ドイツ連邦共和国内に住所を有しないか又は有していなかったときは、当該各号に掲げるものを第1項第2号又は第2項第1文の住所とする。
- 1 船員及びその世帯員については、これらの者の乗り組んでいる船舶が、それぞれの時点で有効な法文における船舶の国旗掲揚権に関する法律の規定により、連邦旗を掲揚する権利を有する船舶であるときは、当該船舶
  - 2 内水船舶の船員及びその世帯員については、これらの者の乗り組んでいる船舶が、ドイツ連邦共和国内の船舶登録簿に登録されているときは、当該船舶
  - 3 裁判により自由の剥奪が命じられ執行中の者その他の被収容者については、その施設又はこれに相当する建造物
- (5) 第1項第2号及び第2項第1文の3月の期間の算定にあたっては、居住又は滞在開始の日を当該期間に算入する。

### 第13条 選挙権の欠格

次の各号に掲げる者は、選挙権を有しない。

- 1 判決により選挙権を有しない者
- 2 本人に関する事項全般の管理のため、一時的命令によってのみではなく世話人が付されている者。世話人の任務の範囲が民法典第1896条第4項及び第1905条にいう事項に及ばない場合も同様である。
- 3 刑法典第20条と関連する第63条の規定による命令により精神病院に収容されている者

### 第14条 選挙権の行使

- (1) 選挙人名簿に登録されている者又は選挙証を有する者のみが、投票することができる。
- (2) 選挙人名簿に登録されている者は、自己に登録されている選挙人名簿の投票区においてのみ、投票することができる。
- (3) 選挙証を有する者は、その選挙証が交付された選挙区の選挙に、次に掲げる方法により、参加することができる。
  - a) 当該選挙区の任意の投票区における投票により
  - b) 郵便投票により
- (4) すべての選挙権者は、その選挙権を1回限り、かつ、自分自身でのみ行使することができる。

### 第15条 被選挙権

- (1) 選挙期日に次の各号に該当する者は、被選挙権を有する。
  - 1 基本法第116条第1項にいうドイツ人であること。
  - 2 満18歳に達していること。
- (2) 次の各号に掲げる者は被選挙権を有しない。
  - 1 第13条の規定により選挙権を有しない者
  - 2 判決により被選挙権又は公務員任用資格を有しない者

## 第4章 選挙の準備

### 第16条 選挙期日

連邦大統領は、総選挙の期日（選挙期日）を定める。選挙期日は、日曜日又は法定の祝日でなければならない。

### 第17条 選挙人名簿及び選挙証

- (1) 市町村行政庁は、各投票区ごとに選挙権者の名簿を調製する。すべての選挙権者は、選挙の20日前から16日前までの平日の通常の開庁時間において、選挙人名簿に登録されている自己の個人関係データの真実性又は完全性を審査する権利を有する。選挙人名簿に登録されている他人のデータの真実性又は完全性を審査するためには、選挙権者は、選挙人名簿が真実でないこと又は不完全であることを生じさせることのできる事実を疎明した場合にのみ、第2文に規定する期間内に選挙人名簿の縦覧を行う権利を有する。第3文に規定する審査の権利は、届出法大綱法第21条第5項の規定に対応する州の届出法の規定による禁止の注記が届出簿に登録されている選挙権者のデータについては存しない。
- (2) 選挙人名簿に登録されている選挙権者又はその責によらない理由で選挙人名簿に登録されていない選挙権者は、申請により選挙証の交付を受ける。

### 第18条 候補者推薦権、参加の届出

- (1) 候補者推薦は、政党及び第20条の基準に従い選挙権者が届け出ることができる。
- (2) ドイツ連邦議会又は1州議会において前回の当該議会議員選挙以降自党の候補者推薦に基づき間断なく5人以上の議員によって代表された政党以外の政党は、遅くとも選挙の90日前までに連邦選挙長に対し当該選挙への参加を文書で届け出、及び連邦選挙委員会が当該

政党の政党資格を確認した場合に限り、政党として候補者推薦を届け出ることができる。届出書には、当該政党がいかなる名称で選挙に参加するかを記載しなければならない。届出書には、理事会の議長又はその代理を含む連邦理事会の少なくとも3人の構成員が自署しなければならない。政党が連邦理事会を持たないときは、その場合の最上級の政党組織の理事会が連邦理事会に代替する。政党の文書による規約及び文書による綱領並びに理事会が規約に従って構成されていることに関する証明を届出書に添付しなければならない。

- (3) 連邦選挙長は、第2項の規定による届出書の到達後、これを遅滞なく審査しなければならない。連邦選挙長は、瑕疵があることを知ったときは、直ちに理事会に通知し、除去できる瑕疵を除去することを求めるものとする。届出期限が経過した後は、届出書の効力に影響を及ぼさない瑕疵のみを除去することができる。次の各号の一に該当するときは、届出書は、有効でないものとする。

- 1 第2項の規定による形式又は期限を遵守しないとき。
- 2 政党の名称を欠くとき。
- 3 第2項の規定により必要な有効な署名及び届出書に添付すべき資料を欠くとき。ただし、当該政党の責に帰すことのできない事情により、適時に当該資料を提出することができない場合を除く。
- 4 政党理事会の構成員の表示が不完全で、このためその何人であるかを知ることができないとき。

政党資格の確認に関する決定の後には、いかなる瑕疵の除去も、許さない。連邦選挙長が瑕疵の除去手続においてした処分に対しては、政党理事会は、連邦選挙委員会に審査請求をすることができる。

- (4) 連邦選挙委員会は、遅くとも選挙の72日前

までに、次の各号に掲げる事項をすべての選挙機関を拘束するものとして確定する。

- 1 ドイツ連邦議会又は1州議会において前回の当該議会議員選挙以降自党の候補者推薦に基づき間断なく5人以上の議員によって代表された政党
- 2 第2項の規定により参加を届け出た団体で、当該選挙につき政党と認められるべき団体。選挙について政党としての認定を拒絶するためには3分の2の多数を必要とする。
- (5) 政党は、各選挙区において1つの選挙区候補者推薦のみを届け出ることができ、各州において1つの州名簿のみを届け出ることができる。

#### 第19条 候補者推薦の届出

選挙区候補者推薦は選挙区選挙長に、州名簿は州選挙長に、それぞれ遅くとも選挙の66日前の18時までに文書で届け出なければならない。

#### 第20条 選挙区候補者推薦の内容及び様式

- (1) 選挙区候補者推薦は、候補者1人の氏名のみを含むことができる。すべての候補者は、1つの選挙区においてのみ、かつ、当該選挙区において1つの選挙区候補者推薦においてのみ、指名されることができる。候補者として推薦を受けることができるのは、当該推薦を受けることにつきあらかじめ文書で同意を与えた者に限る。この場合において、同意は、取り消すことができない。
- (2) 政党の選挙区候補者推薦は、州支部理事会又は州支部を有しない場合には当該選挙区を管轄地域内に含む直近下級の地域支部の理事会の構成員が自署しなければならない。第18条第2項に規定する政党の選挙区候補者推薦は、更に当該選挙区の200人以上の選挙権者が自署しなければならない。この場合において、署名の時点で署名者が選挙権を有していなければ

ならず、当該選挙区候補者推薦の届出の際に、これを証明しなければならない。200人の署名要件は、少数民族政党の選挙区候補者推薦には、適用しない。

- (3) 政党の選挙区候補者推薦以外の選挙区候補者推薦は、当該選挙区の200人以上の選挙権者が自署しなければならない。この場合において、第2項第2文第2半文（訳注・訳文上は第3文）を準用する。
- (4) 政党の選挙区候補者推薦は、その届け出た政党の名称及び当該政党が略称を使用している場合にはその略称を、政党の選挙区候補者推薦以外の選挙区候補者推薦は標識語1語を、それぞれ含まなければならない。

#### 第21条 政党候補者の定立

- (1) 政党の候補者として選挙区候補者推薦を受けることができるのは、他の政党の党員でない者であって、選挙区候補者を選挙する党員集会又は当該選挙を行う特別若しくは一般の代議員集会において選挙された者に限る。選挙区候補者を選挙する党員集会は、集会の時に当該選挙区においてドイツ連邦議会議員の選挙権を有する党員の集会とする。特別の代議員集会は、前文の規定による党員集会により当該党員集会の構成員から選挙された代議員の集会とする。一般の代議員集会は、当該政党の規約（政党法第6条）の定めるところにより、次回の選挙のために一般的に、第2文の規定による党員集会により当該党員集会の構成員から任命された集会とする。
- (2) 2以上の選挙区を含む郡又は郡と同格の市においては、選挙区の候補者は、当該郡又は郡と同格の市の境界が当該選挙区の区域を分断していないときは、共同の党員集会又は代議員集会により選挙することができる。
- (3) 候補者及び代議員集会の代議員は、秘密投票により選挙する。この場合において、集会に投

票権をもって参加するすべての者は、提案を行う権利を有する。候補者には、自己とその政見について適当な時間内に集会に対して紹介する機会を与えなければならない。候補者の選挙は、最も早い場合で連邦議会の選挙期の開始から32月後に、また、代議員の選挙は、同じく29月後に行うことができる。ただし、選挙期が任期前に終了するときは、この限りでない。

- (4) 州支部理事会又は州支部を有しない場合には当該選挙区を管轄地域内に含む直近下級の地域支部若しくは政党規約において州支部理事会の代わりに規定されているその他の機関は、党员集会又は代議員集会の決定に対して異議を申し立てることができる。当該異議申立てがあったときは、改めて投票をしなければならない。その結果は、終局的とする。
- (5) 代議員集会の代議員の選挙、党员集会又は代議員集会の招集及び議決能力並びに候補者の選挙手続の詳細については、政党がその規約で定める。
- (6) 候補者の選挙に関する記録は、集会の場所及び日時、招集の形態、出席した党员の数並びに投票の結果を記載して、選挙区候補者推薦と共に届け出なければならない。この場合において、集会の議長及び当該集会により指名されたその参加者2人は、選挙区選挙長に対して、第3項第1文から第3文に規定する要求が遵守された旨を宣誓に代えて誓約しなければならない。選挙区選挙長は、当該宣誓に代わる誓約を受理する権限を有する。この場合においては、選挙区選挙長は、刑法典第156条の官公庁とみなす。

## 第22条 届出責任者

- (1) すべての選挙区候補者推薦は、届出責任者1人及びその代理人を表示しなければならない。当該表示を欠くときは、第1署名者を届出責任者と、第2署名者をその代理と推定する。
- (2) この法律に別段の定めがある場合を除くほ

か、届出責任者及びその代理のみが、それぞれ単独で、選挙区候補者推薦に関し義務を伴う意思表示を行い、及び受理する権限を有する。

- (3) 届出責任者及びその代理は、選挙区候補者推薦の署名者の過半数の選挙区選挙長あての文書による意思表示により、解任し及び他の者によって補充することができる。

## 第23条 選挙区候補者推薦の取消し

選挙区候補者推薦は、その受理が決定するまでは、届出責任者及びその代理の文書による共同の意思表示により、取り消すことができる。200人以上の選挙権者が署名した選挙区候補者推薦は、署名者の過半数が自署により意思表示することによっても、また取り消すことができる。

## 第24条 選挙区候補者推薦の変更

選挙区候補者推薦は、その提出期限の経過後においては、届出責任者及びその代理の文書による共同の意思表示によってのみ、かつ、候補者が死亡し又は被選挙権を喪失した場合に限り、変更することができる。この場合において、第21条の手続は、従う必要がなく、また、第20条第2項及び第3項の規定による署名は、要しない。選挙区候補者推薦の受理の決定（第26条第1項第1文）の後においては、いかなる変更も、することができない。

## 第25条 瑕疵の除去

- (1) 選挙区選挙長は、選挙区候補者推薦の到達後、これを遅滞なく審査しなければならない。選挙区選挙長は、選挙区候補者推薦につき瑕疵があることを知ったときは、直ちに届出責任者に通知し、除去できる瑕疵を適時に除去するよう求めるものとする。
- (2) 提出期限が経過した後は、選挙区候補者推薦の有効性に影響を及ぼさない瑕疵に限り、除去



することができる。次の各号の一に該当するときは、選挙区候補者推薦は、有効でないものとする。

- 1 第19条の規定による形式又は期限を遵守しないとき。
  - 2 第20条第2項第1文及び第2文並びに同条第3項の規定により必要な、署名者が選挙権を有することの証明を伴った有効な署名を欠くとき。ただし、候補者推薦資格者の責に帰すことのできない事情により、適時に当該証明をすることができない場合を除く。
  - 3 政党の候補者推薦にあつては、政党の名称を欠くとき、第18条第2項の規定により必要な政党資格の確認が受けられないとき又は第21条の規定に従った旨の証明が得られないとき。
  - 4 候補者の表示が不完全で、このためその何人であるかを知ることができないとき。
  - 5 候補者の同意の意思表示を欠くとき。
- (3) 選挙区候補者推薦の受理の決定(第26条第1項第1文)の後には、いかなる瑕疵の除去も、許さない。
- (4) 選挙区選挙長が瑕疵の除去手続においてした処分に対しては、届出責任者は、選挙区選挙委員会に審査請求をすることができる。

#### 第26条 選挙区候補者推薦の受理

- (1) 選挙区選挙委員会は、選挙の58日前の日に、選挙区候補者推薦の受理について決定する。選挙区候補者推薦が次の各号の一に該当するときは、選挙区選挙委員会は、これを却下しなければならない。
  - 1 期限に遅れて提出されたとき。
  - 2 この法律及び連邦選挙令に定める要件を備えていないとき。ただし、この法律及び連邦選挙令に別段の定めがある場合を除く。
- (2) 当該決定は、選挙区選挙委員会の会議で告知しなければならない。

- (3) 選挙区選挙委員会が選挙区候補者推薦を却下したときは、その決定の告知から3日以内に、州選挙委員会に審査請求をすることができる。審査請求権者は、選挙区候補者推薦の届出責任者、連邦選挙長及び選挙区選挙長とする。連邦選挙長及び選挙区選挙長は、選挙区候補者推薦の受理の決定についても、また審査請求をすることができる。審査請求の審理においては、出頭した利害関係人から証言を聴取しなければならない。審査請求に対する決定は、遅くとも選挙の52日前までにしなければならない。
- (4) 選挙区選挙長は、受理した選挙区候補者推薦を、遅くとも選挙の48日前までに、告示するものとする。

#### 第27条 州名簿

- (1) 州名簿は、政党のみが提出することができる。州名簿は、州支部理事会又は州支部を有しない場合には当該州の区域内にある直近下級の地域支部の理事会の構成員が、また、第18条第2項に規定する政党にあつては更に前回の連邦議会議員選挙における当該州の選挙権者の1000分の1で最高2000人の有権者が、自署しなければならない。第18条第2項に規定する政党の候補者推薦の署名者の選挙権は、署名時に存在しなければならない。付加的署名要件は、少数民族政党の州名簿には、適用しない。
- (2) 州名簿は、その提出した政党の名称及び当該政党が略称を使用している場合には当該略称を含まなければならない。
- (3) 候補者の氏名は、順位が識別できるように記載しなければならない。
- (4) 1候補者は、1つの州においてのみ、及び当該州においては1つの州名簿においてのみ、推薦を受けることができる。州名簿には、記載につき文書で同意の意思表示をした者のみを記載することができる。この場合において、同意

は、取り消すことができない。

- (5) 第21条第1項、第3項、第5項及び第6項並びに第22条から第25条までの規定を準用する。この場合において、第21条第6項第2文の規定による宣誓に代わる誓約は、州名簿における候補者の順位の設定が秘密投票によりなされたことについても、及ぶものとする。

## 第28条 州名簿の受理

- (1) 州選挙委員会は、選挙の58日前の日に、州名簿の受理について決定する。州名簿が次の各号の一に該当するときは、州選挙委員会は、これを却下しなければならない。
- 1 期限に遅れて提出されたとき。
  - 2 この法律及び連邦選挙令に定める要件を備えていないとき。ただし、この法律及び連邦選挙令に別段の定めがある場合を除く。  
個々の候補者に関してのみ要件を備えていないときは、当該候補者の氏名を州名簿から削除するものとする。当該決定は、州選挙委員会の会議で告知しなければならない。
- (2) 州選挙委員会が州名簿の全部又は一部を却下したときは、その決定の告知から3日以内に、連邦選挙委員会に審査請求をすることができる。審査請求権者は、州名簿の届出責任者及び州選挙長とする。州選挙長は、州名簿の受理の決定についても、また審査請求をすることができる。審査請求の審理においては、出頭した利害関係人から証言を聴取しなければならない。審査請求に対する決定は、遅くとも選挙の52日前までにしなければならない。
- (3) 州選挙長は、受理した州名簿を、遅くとも選挙の48日前までに、告示するものとする。

## 第29条 州名簿の結合からの除外

- (1) 名簿の結合（第7条）からの除外は、州名簿の届出責任者及びその代理が、文書による共同の意思表示により、遅くとも選挙の34日前の

18時までに、連邦選挙長に対してしなければならない。

- (2) 連邦選挙委員会は、遅くとも選挙の30日前までに、前項の規定による意思表示について決定する。前条第1項第2文を準用する。当該決定は、連邦選挙委員会の会議で告知しなければならない。
- (3) 連邦選挙長は、第1項の規定による意思表示に係る名簿の結合及び州名簿を、遅くとも選挙の26日前までに、告示するものとする。

## 第30条 投票用紙

- (1) 投票用紙及び郵便投票用付属封筒（第36条第1項）は、官製とする。
- (2) 投票用紙は、次の各号に掲げる事項を含むものとする。
- 1 選挙区における選挙については、受理された選挙区候補者推薦の候補者の氏名のほか、政党の選挙区候補者推薦の候補者にあつては当該政党の名称及び当該政党が略称を使用している場合にはその略称、政党の選挙区候補者推薦以外の選挙区候補者推薦の候補者にあつては標識語
  - 2 州名簿による選挙については、政党の名称及び当該政党が略称を使用している場合にはその略称並びにその受理された州名簿の最初の候補者5人の氏名
- (3) 政党の州名簿の順位は、その政党が直近の連邦議会議員選挙において当該州で得た第2票の票数による。その他の州名簿は、前文に規定する州名簿に続けて、その政党の名称のアルファベット順に掲載する。選挙区候補者推薦の順位は、対応する州名簿の順位による。対応する州名簿のない選挙区候補者推薦は、前文に規定する選挙区候補者推薦に続けて、その政党の名称又は標識語のアルファベット順に掲載する。

## 第5章 投票手続

### 第31条 投票手続の公開

投票手続は、公開とする。投票管理会は、秩序及び平穩をみだす者を投票所から退出させることができる。

### 第32条 選挙宣伝及び署名活動の禁止並びに投票人に対する質問の公表の禁止

- (1) 投票時間中は、投票所のある建物内及びその屋上、並びに建物の入口の直前においては、言葉、音、文書又は図画を用いて投票人に影響を与える一切の行為並びに一切の署名活動は、禁止する。
- (2) 投票を終えた投票人にその投票上の態度決定の内容について質問した結果を公表する行為は、投票時間の終了前には、してはならない。

### 第33条 投票の秘密の保持

- (1) 投票人が他人に見られることなく、投票用紙に記号を記載し、及びこれを折りたたむことができるための措置を講じなければならない。当該投票用紙の受理にあたっては、投票の秘密の保持を確実なものにする投票箱を用いなければならない。
- (2) 非識字者である投票人又は身体の障害のために投票用紙に記号を記載し、投票用紙を折りたたみ、又はこれを自ら投票箱に入れることに支障のある投票人は、他の者の助けをかりることができる。

### 第34条 投票用紙による投票

- (1) 投票は、官製の投票用紙をもって行う。
- (2) 投票人は、次に定めるところにより投票する。
  - 1 投票用紙に十字記号を記載し、又はその他の方法により、当該票がどの候補者に対して投じられたものであるかがはっきり識別できるように、第1票の投票を行う。

- 2 投票用紙に十字記号を記載し、又はその他の方法により、当該票がどの州名簿に対して投じられたものであるかがはっきり識別できるように、第2票の投票を行う。

次いで投票人は、同人の投票が認識されないように投票用紙を折りたたみ、これを投票箱に投じる。

### 第35条 投票機械による投票

- (1) 投票及び票の計算を容易にするために、投票用紙及び投票箱に代えて、投票機械を使用することができる。
- (2) 前項の投票機械は、投票の秘密の保持を保障するものでなければならない。投票機械をドイツ連邦議会議員選挙において使用するためには、個別の選挙ごとに又は一般的に、官により、その仕様の指定を受けなければならない。当該指定については、投票機械の製造者の申請に基づき、連邦内務省が決定する。官による仕様の指定を受けた投票機械の使用は、連邦内務省の許可を要する。当該許可は、個別の選挙ごとに又は一般的に、与えることができる。
- (3) 連邦内務省は、連邦参議院の同意を要しない法規命令により、次の各号に掲げる事項について詳細の規定を定める権限を有する。
  - 1 官による投票機械の仕様の指定並びに当該指定の撤回及び取消しの要件
  - 2 官による仕様の指定の手続
  - 3 官により指定された仕様に従い製造された投票機械の検査の手続
  - 4 使用前における投票機械の公的試験
  - 5 官による使用の許可並びに当該許可の撤回及び取消しの手続
  - 6 投票機械の使用により投票に関して制約を受ける事項の詳細第1号及び第3号の場合においては、連邦経済技術省の同意を得て法規命令を定めるものとする。

- (4) 第33条第1項第1文及び同条第2項は投票機械の操作について準用する。

### 第36条 郵便投票

- (1) 郵便投票においては、投票人は、封緘した郵便投票用封筒に次に掲げる物を入れて、選挙証の交付を受けた選挙区選挙長に対して、当該郵便投票用封書が遅くとも投票日の18時までに到達するよう適時にこれを送付しなければならない。この場合において、第33条第2項を準用する。
- a) 当該投票人の選挙証
  - b) 封緘した特別の投票用紙用封筒に入れた当該投票人の投票用紙
- (2) 投票人又はその補佐人は、選挙区選挙長に対して、投票用紙が本人自ら又は当該投票人の表示意思に従い記載された旨を選挙証上において宣誓に代えて誓約しなければならない。選挙区選挙長は、当該宣誓に代わる誓約を受理する権限を有する。この場合においては、選挙区選挙長は、刑法典第156条の官公庁とみなす。
- (3) 第8条第3項の規定による州政府又はその指定する機関の決定があったときは、選挙証を交付した市町村行政庁又は当該市町村のある郡の行政庁が、前2項の場合において、選挙区選挙長の職を行う。
- (4) 投票用封書は、官製の郵便投票用封筒に入れられているときは、送付人において、特別の送達方式を含まない郵便物として、無料で、公示された郵便会社に差し出すことができる。特別の送達方式を利用するときは、送付人は、その時において有効な郵送料を超える部分の額を負担しなければならない。連邦は、投票用封書の無料送付に係る部分の費用を負担するものとする。

## 第6章 選挙結果の確定

### 第37条 投票区における投票結果の確定

投票手続の終了後に、投票管理会は、当該投票区においてそれぞれの選挙区候補者推薦及び州名簿に対し投じられた票の数を確定する。

### 第38条 郵便投票の結果の確定

郵便投票のために任命された投票管理会は、それぞれの選挙区候補者推薦及び州名簿に対し郵便投票により投じられた票の数の配分を確定する。

### 第39条 無効投票、郵便投票の不受理及び解釈規定

- (1) 投票用紙が次の各号の一に該当するときは、当該投票は、無効とする。
- 1 官製のものでないとき。
  - 2 記載がないとき。
  - 3 他の選挙区について有効なものであるとき。
  - 4 投票人の意思を疑義なく知ることができるものでないとき。
  - 5 他事又は条件が記載されているとき。
 

第1号及び第2号の場合には、2票とも無効とする。第3号の場合には、当該投票用紙が同じ州の他の選挙区について有効なものであるときは、第1票のみを無効とする。郵便投票にあつては、投票用紙が官製の投票用紙用封筒に入れられていないか、又は投票の秘密を危険にさらす態様をもって明らかに他から識別される投票用紙用封筒若しくははっきりと感知することのできる物が入っている投票用紙用封筒に入れて差し出された場合で、第4項第7号又は第8号の規定により不受理とされなかった場合には、さらに2票とも無効とする。投票用紙に1の投票のみが記載されている場合には、投票されなかった方の票は、無効とする。

- (2) 1の投票用紙用封筒に2以上の投票用紙が入れている場合には、これらの投票用紙が同一の記載内容を有するとき又はこれらの投票用紙のうち1の投票用紙にのみ記載があるときは、これらの投票用紙を1の投票用紙とみなす。この場合を除くほかは、2の無効投票を伴う1の投票用紙と数える。
- (3) 投票用紙用封筒に何も入れずに投票がされたときは、2票とも無効とみなす。
- (4) 郵便投票にあっては、次の各号の一に該当するときは、当該投票用封書は受理しないものとする。
- 1 投票用封筒が適時に到達しないとき。
  - 2 郵便投票用封筒に選挙証が同封されていないか、又は有効な選挙証が同封されていないとき。
  - 3 郵便投票用封筒に投票用紙用封筒が入れていないとき。
  - 4 郵便投票用封筒も投票用紙用封筒も共に封緘されていないとき。
  - 5 郵便投票用封筒に2以上の投票用紙用封筒を含む場合で、同数の有効な、かつ、所定の宣誓に代わる誓約のある選挙証を含まないとき。
  - 6 投票人又はその補佐人が郵便投票のための所定の宣誓に代わる誓約の署名を選挙証にしていないとき。
  - 7 官製の投票用紙用封筒を使用していないとき。
  - 8 投票の秘密を危険にさらす態様をもって明らかに他から識別される投票用紙用封筒又ははっきりと感知することのできる物が入っている投票用紙用封筒が使用されているとき。
- 受理されなかった郵便投票の発送人は、投票人に数えない。この場合において、その票は、投じられなかったものとみなす。

- (5) 郵便投票に参加した投票人の票は、当該投票人が選挙の当日又はその前に、死亡し、又は第13条の規定により選挙権を失ったことによっては、無効とならない。

#### 第40条 投票管理会の決定

投票管理会は、投じられた票の効力並びに投票手続及び選挙結果調査において生じるすべての疑義につき決定する。選挙区選挙委員会は、審査の権限を有する。

#### 第41条 選挙区における選挙結果の確定

選挙区選挙委員会は、当該選挙区において各々の選挙区候補者推薦及び州名簿に対して投じられた票数並びに選挙区選出議員として当選人となる候補者を確定する。選挙区選挙長は、当選人となった候補者に通知し、同人が連邦選挙委員会による選挙執行地域における選挙結果の最終的な確定(第42条第2項1文)後、選挙後の最初の会議の開会をもってドイツ連邦議会議員の地位を取得すること及び当該地位の取得の拒否は、州選挙長に対して行わなければならないことを説示するものとする。

#### 第42条 州名簿選挙の結果の確定

- (1) 州選挙委員会は、当該州において各々の州名簿に対して投じられた票数を確定する。
- (2) 連邦選挙委員会は、各々の州名簿に配分される議席数及び当選人となる候補者を確定する。州選挙長は、当選人となった候補者に通知し、同人が連邦選挙委員会による選挙執行地域における選挙結果の最終的な確定後、選挙後の最初の会議の開会をもってドイツ連邦議会議員の地位を取得すること及び当該地位の取得の拒否は、州選挙長に対して行わなければならないことを説示するものとする。

## 第7章 補充選挙及び再選挙の特例

### 第43条 補充選挙

- (1) 次の各号に掲げる場合には、補充選挙を行う。
- 1 選挙又は投票が行われなかった選挙区又は投票区がある場合
  - 2 選挙区候補者推薦の受理後かつ選挙の前に選挙区候補者が死亡した場合
- (2) 補充選挙は、前項第1号の場合には、総選挙の期日後遅くとも3週間以内に行わなければならない。前項第2号の場合には、総選挙の期日に補充選挙を行うことができる。この場合において補充選挙は、総選挙の期日後遅くとも6週間以内に行わなければならない。補充選挙の期日は、州選挙長が定める。
- (3) 補充選挙は、当該補充選挙に係る総選挙と同一の規定により、及び同一の基礎により行う。
- (4) 補充選挙を行う場合には、総選挙の暫定的な結果を総選挙の投票手続後直ちに得票数に基づいて算出し、確定し、及び公示しなければならない。

### 第44条 再選挙

- (1) 選挙審査手続において選挙の全部又は一部の無効が宣告されたときは、その決定に従い、当該選挙の再選挙を行わなければならない。
- (2) 再選挙は、当該再選挙に係る総選挙と同一の規定により、並びに選挙審査手続における決定によって候補者推薦又は選挙人名簿に関して別段の指定がされた場合を除くほかは、当該総選挙と同一の候補者推薦及び当該総選挙から6月が経過していない限り同一の選挙人名簿により行う。
- (3) 再選挙は、選挙の無効を宣告した決定が確定した後60日以内に行わなければならない。選挙の一部のみが無効を宣告された場合であって、6月以内に新ドイツ連邦議会議員の総選挙を行うことが確定しているときは、再選挙は、

行わない。再選挙の期日は、州選挙長が定める。ただし、選挙執行地域の全範囲にわたる再選挙にあつては、連邦大統領が定める。

- (4) 第6章の規定による選挙結果は、再選挙に基づき、新たに確定する。第41条第2文及び第42条第2項第2文の規定による所轄選挙長は、当選人に通知し、当選を受諾するかどうかを1週間以内に文書で意思表示するよう求めるものとする。

## 第8章 ドイツ連邦議会議員の身分の得喪

### 第45条 ドイツ連邦議会議員の身分の取得

- (1) 当選人となった候補者は、連邦選挙委員会による選挙執行地域における選挙結果の最終的な確定（第42条第2項第1文）の後、選挙後のドイツ連邦議会の最初の会議の開会と同時にドイツ連邦議会議員の地位を取得する。当該地位の取得の拒否は、当該会議の前に、州選挙長に対して文書による意思表示をもって行わなければならない。条件を付した意思表示は、拒否とみなす。当該意思表示は、取り消すことができない。
- (2) 前項の規定は、補欠選挙（第48条第2項）の場合に準用する。この場合において、当選人となった候補者は、当該補欠選挙の最終的な結果の確定の後にドイツ連邦議会議員の地位を取得するものとする。
- (3) 名簿の後順位者の繰上げ（第48条第1項）又は再選挙（第44条）の場合においては、通知に基づき行った受諾の意思表示が所轄選挙長に期限及び形式の要件に従い到達することによりドイツ連邦議会議員の身分の取得が行われる。ただし、元の選挙結果に基づき当選人となった議員の離脱前であるときは、この限りでない。当選人となった候補者がドイツ連邦議会議員の身分の取得を拒否した場合において、選

挙後、ドイツ連邦議会の最初の会議前に名簿後順位者の受諾の意思表示がすでに行われている場合には、当該名簿後順位者が、当該会議の開会と同時に当該身分を取得する。名簿後順位者又は再選挙によって当選人となった候補者が、期限が到来するまでに意思表示をしないとき又は当該意思表示をその形式の要件に従っていないときは、当該期限が到来した時点をもって、繰上げ又は当選の受諾があったものとみなす。第1項第3文及び第4文を準用する。

#### 第46条 ドイツ連邦議会議員の身分の喪失

- (1) 議員は、次の各号の一に該当する場合には、ドイツ連邦議会議員の身分を失う。
  - 1 議員の身分の取得の無効
  - 2 選挙結果の新たな確定
  - 3 要件として常に有していなければならない被選資格の消滅
  - 4 放棄
  - 5 基本法第21条第2項第2文の規定によるその所属する政党又は政党の部分組織が違憲であることの連邦憲法裁判所による確定他の法律の規定による喪失理由を妨げない。
- (2) 議員は、選挙区におけるその当選が無効となった場合であっても、州名簿により同時に当選人となっていて第6条第4項第3文の規定により考慮されていなかったときは、なお、ドイツ連邦議会議員の身分を有する。
- (3) 放棄は、議員が意思表示をしてこれがドイツ連邦議会議長、この法律の適用地域内に住所を有するドイツ人の公証人又はドイツの在外代表機関の証明を行う権限を有する職員の文書に記録された場合に限り、有効とする。議員は、公証人によって公証された、又は在外代表機関のもとで表明された放棄の意思表示を連邦議会議長に送付しなければならない。放棄は、取り消すことができない。
- (4) 政党又は政党の部分組織が違憲であること

が基本法第21条第2項第2文の規定により連邦憲法裁判所によって宣告された場合には、訴えの提起（連邦憲法裁判所法第43条）から決定の宣告（連邦憲法裁判所法第46条）までの間に当該政党又は政党の部分組織に所属したことがあるときに限り、議員はドイツ連邦議会議員の身分を失い、名簿の後順位者は繰上当選の資格を失う。第1文の規定により議員の身分を失った議員が選挙区において当選人となっていた場合には、第44条第2項から第4項までの規定の準用により、当該選挙区における選挙区選出議員の再選挙を行う。この場合において、第1文の規定により議員の身分を失った議員は、候補者となることができない。第1文の規定により議員の身分を失った議員が違憲を宣告された政党又は政党の部分組織の州名簿により当選人となっていた場合は、当該議席は空席のままとする。その他の場合には、第48条第1項を適用する。

#### 第47条 議員の身分の喪失に関する決定

- (1) 第46条第1項の規定による議員の身分の喪失については、次の各号により決定する。
  - 1 第1号の場合には選挙審査手続により
  - 2 第2号及び第5号の場合には、ドイツ連邦議会議長老評議会の決議により
  - 3 第3号の場合には、被選資格の喪失が確定判決により生じたときはドイツ連邦議会議長老評議会の決議により、その他のときは選挙審査手続により
  - 4 第4号の場合には、放棄の意思表示に対する承認の形式によりドイツ連邦議会議長により
- (2) 選挙審査手続において議員の身分の喪失につき決定があったときは、当該議員は、当該決定が確定力を生じるとともにドイツ連邦議会議を離脱する。
- (3) ドイツ連邦議会の長老評議会又は議長が議

員の身分の喪失につき決定したときは、当該議員は、当該決定とともにドイツ連邦議会を離脱する。決定は、職権により遅滞なく行わなければならない。決定の送達後2週間以内に、関係人は、選挙審査手続により、議員の身分の喪失に関するドイツ連邦議会の決定を申し立てることができる。送達は、行政送達法の規定に従って行う。

#### 第48条 名簿の後順位者の繰上げ及び補欠選挙

- (1) 当選人となった候補者が死亡し、若しくは州選挙長に対し文書で議員の身分の取得を拒否する意思表示を行ったとき又は議員が死亡その他の議員の身分の取得後におけるドイツ連邦議会からの離脱をしたときは、その議席は、当該当選人となった候補者又は離脱した議員が選挙に際して候補者となった政党の州名簿から補充する。当該政党が当該州において第6条第5項第1文の規定による議席（訳注・超過議席）を保持している場合は、この限りでない。州名簿の届出の時以後に当該政党から離脱し又は他の政党の構成員となった名簿候補者は、順位の繰上げにあたっては考慮しない。選挙区において当選人となり、議員の身分の取得を拒否し又は議員となってドイツ連邦議会議員の地位を放棄した名簿候補者も同様に順位の繰上げにあたっては考慮しない。名簿が尽きたときは、議席は、補充されないままとする。誰が名簿後順位者となるかの確定は州選挙長が行う。州選挙長は、名簿後順位者に通知し、順位の繰上げを受諾するかどうかを1週間以内に文書で意思表示するよう求めるものとする。
- (2) 離脱者が投票人の集団又は当該州において州名簿が受理されなかった政党の選挙区選出議員として当選人となっていたときは、当該選挙区において補欠選挙を行う。補欠選挙は、離脱があったときから60日以内に行わなければならない。6月以内に新ドイツ連邦議会議員の

総選挙を行うことが確定しているときは、補欠選挙は、行わない。補欠選挙は、一般の規定に従って執行する。その選挙期日は、州選挙長が定める。第41条を準用する。

## 第9章 補則

### 第49条 争訟

選挙手続と直接関係を有する決定及び措置は、この法律及び連邦選挙令に定める法律上の救済手段並びに選挙審査手続によってのみ争うことができる。

### 第49条のa 秩序違反

- (1) 次の各号に掲げる者は、秩序違反を犯すものとする。
- 1 第11条の規定に違反して、重大な事由がなく名誉職を拒否し、又は十分な免責事由がなく名誉職の義務を回避する者
  - 2 第32条第2項の規定に違反して、投票を終えた投票人にその投票上の態度決定の内容について質問した結果を投票時間の終了前に公表する者
- (2) 前項第1号の規定による秩序違反には500ユーロ以下の過料を、前項第2号の規定による秩序違反には5万ユーロ以下の過料を、それぞれ科すことができる。
- (3) 秩序違反法第36条第1項第1号の行政庁は、次の各号に掲げる機関とする。
- 1 第1項第1号の規定による秩序違反にあつては、選挙権者が事由なく拒否し、又は十分な免責事由なく義務を回避する職が
    - a) 投票管理者、投票管理者代理又は投票管理会若しくは選挙区選挙委員会の委員の職であるときは、当該選挙区選挙長
    - b) 州選挙委員会の委員の職であるときは、当該州選挙長



c) 連邦選挙委員会の委員の職であるときは、連邦選挙長

2 第1項第2号の規定による秩序違反にあつては、連邦選挙長

#### 第49条のb 政党以外の選挙区候補者推薦のための国の資金

- (1) 第18条及び第20条の基準に従って選挙権者が届け出た候補者推薦の候補者であつて、選挙区において投じられた有効な第1票の10%以上を獲得した者は、有効な1票当たり2.80ユーロを受ける。当該資金は、連邦予算に計上するものとする。
- (2) 国の資金の確定及び支払いは、当該候補者がドイツ連邦議会の集会後2月以内にドイツ連邦議会議長に文書で申請しなければならない。この期間の後に提出された申請は考慮しないものとする。当該金額は、ドイツ連邦議会議長によって確定され、支払われるものとする。
- (3) 絶対的及び相対的上限に関する政党法の規定は、適用しない。

#### 第50条 選挙経費

- (1) 連邦は、州に対し、その市町村（市町村連合体）の分も同時に含めて、選挙により生じた必要な経費を補償するものとする。
- (2) 選挙通知及び郵便投票用書類の発送並びに投票管理会の委員のための茶菓代の経費は、個別精算により州に対して償還する。州議会若しくは市町村の選挙又は表決がドイツ連邦議会選挙と同時に実施される場合には、当該費用は、当該の州に按分して償還する。
- (3) その他の費用は、選挙権者1人当たりの固定額によって補償するものとする。当該固定額は、選挙権者10万人以下の市町村においては0.45ユーロとし、選挙権者が10万人を超える市町村においては0.70ユーロとする。価格変動に対応して必要となる第2文に規定する固定額の

改定は、最も早い場合で2005年1月1日より後の選挙について、連邦内務省が連邦参議院の同意を得た法規命令によって確定する。

- (4) 連邦は、投票用紙の様式を作製することを表明した視覚障害者団体に対し、当該様式の作製及び配布により生じた必要な経費を補償するものとする。

#### 第51条 削除

#### 第52条 連邦選挙令

- (1) 連邦内務省は、この法律の施行に必要な連邦選挙令を公布する。連邦内務省は、連邦選挙令において特に次の各号に掲げる事項に関する法規命令を定める。
  - 1 選挙長及び投票管理者の任命、選挙委員会及び投票管理会の組織並びに選挙機関の活動、議決能力及び手続
  - 2 選挙名誉職への選任、選挙名誉職保持者に対する費用の弁償及び科料手続
  - 3 投票時間
  - 4 投票区の区画及びその告示
  - 5 選挙人名簿への登録のための各要件、選挙人名簿の調製、訂正及び閉鎖、選挙人名簿の閲覧、選挙人名簿に対する異議申立て及び審査請求並びに選挙権者への通知
  - 6 選挙証の交付のため各要件及び選挙証の発行並びに選挙証の拒否に対する異議申立て及び審査請求
  - 7 選挙権の要件を備えていることの証明
  - 8 第18条第2項から第4項までの規定による手続
  - 9 候補者推薦の届出、内容及び形式、候補者推薦に添付する書類、候補者推薦の審査、瑕疵の除去及び受理、選挙区選挙委員会及び州選挙委員会の決定に対する審査請求並びに候補者推薦の告示
  - 10 投票用紙の形式及び内容並びに投票用紙

## 用封筒

- 11 投票所の準備、施設及び告示並びに投票保護設備及び投票用紙記載所
  - 12 投票。特別の事情により特別の定めが必要となる場合を含む。
  - 13 郵便投票
  - 14 宣誓に代わる誓約の発信及び受理
  - 15 病院、養護施設、修道院及び出入禁止居住地域並びに社会治療施設及び司法執行施設における投票
  - 16 選挙結果の確定、その広報及び告知並びに当選人の通知
  - 17 補充選挙、再選挙及び補欠選挙の執行並びに名簿の後順位者の繰上げ
- (2) これらの法規命令については、連邦参議院の同意を要しない。
- (3) 連邦内務省は、ドイツ連邦議会が解散された場合において、連邦選挙法及び連邦選挙令に規定する期間及び期日を連邦参議院の同意を要しない法規命令によって短縮する権限を有する。

## 第53条 削除

## 第54条 期間、期日及び様式

- (1) この法律及びこの法律に基づいて公布される連邦選挙令に定める期間及び期日は、期間の最後の日又は期日たる日が土曜日若しくは日曜日又は法定の若しくは国の保護する祝日にあたることを理由としては、延長又は変更がないものとする。原状復帰は、認めないものとする。
- (2) この法律又はこの法律に基づいて公布される連邦選挙令に別段の定めがない限り、規定された意思表示は、自署することを要し、所轄の部署に原本を備えることを要する。

## 第55条 施行

付表 省略

(やまぐち・かずと・海外立法情報課)